

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	1	町名・大字名の取扱
分科会	1	総務分科会	調整項目	1	町名・大字名の取扱

中条町担当	総務課	庶務係	担当者名	天木秀夫
黒川村担当	総務課	庶務係	担当者名	小熊龍司

現況			調整方針	備考																								
記載事項	中条町	黒川村																										
町名	表町、水沢町、新栄町、大川町、本町、西栄町、北本町、東本町、西本町、つつじが丘、小牧台、星の宮町、協和町、倉敷町、本郷町、あかね町、西条町、住吉町、新和町、若松町、二葉町、清水、平根台、松波、 (24)		<p>両町村の区域内の町名及び字名は現行のとおりとし、原則として大字名については、大字の字句のみを削除した現行の地名(大字名)を表示する。</p> <p>ただし、地域住民の意向調査により、大字名、境界等の変更を要望する地域については、合併後時期を定めて、これを実施する。</p>																									
大字名	中条、加賀新、柴橋、大塚、草野、新館、鷹ノ巣、西川内、東川内、八田、寅田、小舟戸、舟戸、長橋、関沢、飯角、半山、城塚、塩津、弥彦岡、本郷、江上、館ノ越、西条、久保田、赤川羽黒、野中、並槻、乙、桃崎浜、荒井浜、大出、小出、富岡、江尻、地本、八幡、高野、高野新田、土作、横道、平木田、十二天、古館、伊徳寺、小地谷、山屋、菅田、北成田、宮川、竹島、苔実、中倉、高橋、堀口、築地新、築地、下高田、山王、高畑、宮瀬、笹口浜、中村浜、村松浜 (65)	黒川、下江端、東牧、近江新、蔵王、切田、塩沢、下館、下赤谷、太田野原、坪穴、栗木野新田、夏井、鼓岡、坂井、熱田坂、宮久、須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鍬江(24)																										
関係法令等	地方自治法第260条	地方自治法第260条	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">財政への影響額</td> <td colspan="2">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				備考 平成15年度当初予算ベース			
財政への影響額		単位：千円																										
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																									
中条町																												
黒川村																												
計																												
備考 平成15年度当初予算ベース																												

地方自治法  
(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)  
第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。  
2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。  
3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。